

みんなに知って欲しい 子どもの虐待とDV被害

－ 11月は児童虐待防止推進月間・
女性に対する暴力をなくす運動月間です－

問合せ こども未来課（本庁仮設庁舎東棟1階） ☎33-8721

ドメスティックバイオレンス (DV)について

DVとは、一般的に「配偶者やパートナー（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」という意味で使われており、身体的な暴力だけでなく心理的や経済的、性的な暴力も含まれます。

DVは重大な人権侵害です。DVはひとりで解決するのは困難です。ひとりで悩まず、相談ください。



児童虐待について

平成30年度児童虐待防止標語 **いちはやく**
～未来へと命を繋ぐ189～

虐待かもと思ったら



お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など

ネグレクト

(養護保護義務拒否・怠慢)

食事を与えない、ひどく不潔にする、家に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かない など

= STOP 虐待 =

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる など

里親になりませんか？

～あなたを待っている子どもたちがいます～

県では、里親家庭を募集しています。里親とは、さまざまな事情によって家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて温かい愛情と理解を持って養育する人のことです。

里親制度に関心がある人は、八代児童相談所（TEL33-3247）に問い合わせください。

子どもに関する 相談・児童虐待・DV被害 相談先一覧

- こども未来課・・・☎33-8721
 - 市民相談室・・・☎33-4452
 - 八代児童相談所・・・☎33-3247
 - 八代警察署・・・☎33-0110
- ※緊急の場合は、110番へ



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。